

新型コロナウイルス感染症への対応について

2021年1月13日

弁護士法人さくらさく法律事務所
代表社員 弁護士 櫻田 真也

1 所員の在宅勤務の実施

政府からの緊急事態宣言に伴う出勤者削減要請を受けまして、当事務所としましては、業務状況に配慮した上で、所員を交代で在宅勤務とする措置を実施します。

2 電子メールの利用推奨

所員（担当者）の在宅勤務の実施に伴い、電話がつながりにくい状況が発生することが見込まれます。当事務所に対するご相談やご連絡は、可能な限り、電子メールによる方法にしてくださいようお願い申し上げます。なお、電話のほか、郵便物やFAX送信に対しても、速やかな対応ができない場合がありますので、ご容赦ください。

3 所内における感染症対策

引き続き、所内において下記の感染症対策を実施してまいります。

- ① 所員がマスクを着用した上で応対させていただきます。
- ② 所員の手洗い・うがいを徹底します。
- ③ 随時、入口ドア、受付カウンター、面談室等の除菌清掃を実施します。

4 Web会議の活用

感染症拡大防止の観点から、インターネット環境にありカメラ及びマイクが利用できるパソコンやスマートフォンをお持ちの方におかれましては、Web会議による面談や打合せを推奨させていただきます。もっとも、やむを得ない場合には、感染防止対策を徹底した上で、通常通りご来所による対応もさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

5 ご来所される方へのお願い

ご来所される場合には、以下の点をご確認くださいようお願いいたします。

- ① 事前に又はご来所時に、健康情報をご申告いただく場合があります。何らかの体調異常がおありの場合には、ご来所をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- ② マスクを着用してください。
- ③ ご来所時、受付カウンターの消毒液にて手指を消毒してください。
- ④ 面談室や執務室等において空気清浄機や換気扇を稼働させていただきます。
- ⑤ 所員との面談は、可能な限り、短時間で終了するよう心がけてください。

以上